

高梁市国民健康保険成羽病院

[指定居宅療養管理指導事業所及び指定介護予防居宅療養管理指導事業所]

運営規程

(事業の目的)

第1条 高梁市（以下「事業者」という。）が設置する高梁市国民健康保険成羽病院（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、利用者の立場に立った適切な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 居宅療養管理指導等の提供に当たって、要介護者等が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問し、心身の状況や置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。また、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 居宅療養管理指導等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 高梁市国民健康保険成羽病院
- (2) 所在地 岡山県高梁市成羽町下原 301 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 居宅療養管理指導等を行う従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1 名以上（常勤職員）

居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行う。

- (2) 薬剤師 1 名以上（常勤職員）

医師の指示に基づき、居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行う。

- (3) 管理栄養士 1 名以上（常勤職員）

医師が厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は低栄養状態にあると判断した場合に、医師の指示に基づき、居宅を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 居宅療養管理指導等を行う営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日及び12月29日から31日、1月2日、3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 上記営業日、営業時間の他にも、電話等により連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 居宅療養管理指導等の事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要介護者等又はその家族からの介護全般に関する相談等に応じる。
- (2) 居宅介護支援事業者に対し、居宅サービス計画の作成等に必要な情報を提供する。
- (3) 要介護者等又はその家族に対し、居宅サービス利用上の留意事項や介護方法の指導や助言を行う。
- (4) その他療養生活向上のための指導や助言を行う。

(居宅療養管理指導等の種類)

第7条 提供する居宅療養管理指導等の種類は、医師・薬剤師・管理栄養士によるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 居宅療養管理指導等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、居宅療養管理指導等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅療養管理指導等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- (1) 往復10Km未満は250円、5Kmを越える毎に50円追加とし、30Km以上は500円とする。
- 3 前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。
- 4 前2項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署

名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、高梁市成羽町（吹屋、中野、坂本、布寄、羽根、長地、相坂、小泉を除く）の区域とする。

（衛生管理）

第 10 条 事業者は従業員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- （2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- （3）事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 従業員は、サービスの提供中に利用者の病状の変化が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取る等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

4 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第 12 条 事業者は、提供した居宅療養管理指導等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

（個人情報の保護）

第 13 条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法

律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第14条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅療養管理指導等の提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第16条 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して居宅療養管理指導等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても居宅療養管理指導等の提供を行うよう努めるものとする。

（身体的拘束等）

第17条 事業所は、該当利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束

等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設ける。
- (2) 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、その職を退いた後も同様とする。
- (3) 事業者は、適切な居宅療養管理指導等の提供を確保する観点から、職場にいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は高梁市と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。